

新富国際語学院各位

近隣地域における「新型コロナウイルス(COVID-19)感染者発生」に伴う対応について

新富国際語学院 校長

川畑 進



1 背景

2020年2月22日 11時42分「千葉市の中学校教員 新型ウイルスに感染確認 学校は休校へ」のニュースがありました。これは千葉市内の中学校(千葉市立幕張本郷中学校)に勤める60歳代と30歳代の女性教員2人が、千葉県内で新たに新型コロナウイルスに感染していることが確認されたものです。細部は資料(別紙第1)のとおり。

当学院は、3月8日(日)予定のJ・TEST対策及び3月16日(月)予定の卒業式に向けた諸準備を推進しております。今後、教職員並びに学生が極力、新型コロナウイルスに感染しないように、当学院として事前の予防等の対策を講じるとともに万が一患者発生した場合の手順等について予め確認しておく必要があります。

2 当学院の予防対策等

千葉県(東葛南部医療圏):「市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市」及び幕張本郷駅周辺に居住する教職員及び学生の把握に努めるとともに次の各種対策を早急に行います。最新情報を収集するとともに英語、中国語対応の「新型コロナウイルス感染症の対応について(内閣官房のHP)資料」を活用するとともに必要な情報は、廊下等に掲示します。

(1) 全般(教職員及び学生)の注意喚起

- ① 不特定多数の人との接触をさけるために、不要不急の外出は極力控えるように努めてください。そしてでき得る限りマスクを着用して下さい。
- ② 学生は登校したら先ずアルコール等により手の消毒を手順書に基づき行うように再度周知して下さい。次に、事務に立ち寄り、温度感知器(体温計含む)により体温測定を行って下さい。

なお、休憩時に買い物に出たり、トイレを利用したりした学生は再度、登校時同様に手の消毒を行うように指導して下さい。

- ③ 高熱(37.5度以上)がある場合、吐き気や息苦しさを感じたり、ひどい倦怠感があったりした場合には、教職員については教務主任へ、学生は当学院(事務)または担任の先生に連絡して下さい。そして千葉市内の健康福祉センター等(別紙第2)に連絡して、その指示により病院等で診断を受けることになります。

教員の連絡に関して第一義は教務主任とし、連絡できない場合は、近藤先生、事務係の順に予め指定しておきます。

④ 教務主任は、教員代行に関して事前策を講ずるものとしませんが、代行措置が執れない場合は、校長、個人授業教員(該当学生は自習)をあてるものとしします。それでも対応しかねる状況の場合は、自習(課題付与)とします。(新型コロナウイルス感染の場合、教職員は指定休暇措置、学生は公欠扱い)

⑤ 学生の緊急連絡先(住所、電話、同居者)及び連絡体制も再度確認し、学校からの緊急連絡が全学生へ伝わるように手立てを図ってください。

(2) 教職員実施事項等

① 当面の間、教室等の換気「外側及び内側の窓を開く」を一日 3 回(朝、昼、夕方)行います。

なお、授業終了後、各教室、各事務室、トイレのドアノブのアルコール消毒を行います。
(清掃業者の清掃担当日は、業者と調整)

② 登校時の学生の手の消毒は、確実に行わせて下さい。

③ 教員は授業開始に先立ち、毎日健康状況を把握して下さい。(異常の有無を授業日誌に記入)

④ 事務担当者は欠席者と連絡を取り、学生の状況に応じて病院の診断を受けさせるとともにその診断結果を的確に把握し、教務と事務で情報共有を図るとともに新型コロナウイルス感染の疑いがある場合は速やかに校長に報告を行って下さい。(事務の掲示板は赤字)

⑤ 学校周辺の感染症対応可能な病院等を把握し、同情報を掲示(本部と事務)するとともに保健室の換気及び備品等の確認を行って下さい。

⑥ 最新の新型コロナウイルス関連情報(正確な情報)を把握し、学生にも適時同情報を流してください。(事案だけでは無く、行政等の各種対応施策も紹介し無用な恐れは与えないように留意)、千葉市内の今後の新型ウイルスに感染状況によっては、卒業式及び謝恩会の行事についても自粛せざるを得ない場合もあり得ます。

(3) 学生の周知連絡事項等

① 学生自らアパートの同居者やアルバイト先関係者とも新型コロナウイルス関連情報の共有と予防策に努めさせるように日々、指導して下さい。

② もし、高熱があったり、吐き気を催したり、息苦しさや非常にだるさを感じる学生がいた場合は、直ちに学校(事務)へ連絡し、その指示に従うように指導して下さい。

③ 学校に登校したら、学生は先ず手の消毒を行い、事務で温度感知器により熱を図るとともに、教職員に健康状況を知らせるように指導を行って下さい。(温度感知器は学校で準備)

④ 2 月以降、海外旅行から帰国した者、これから海外旅行に参加予定の者は、帰国後、当学院へ登校前に14日間の観察期間を取って頂くとともに高熱、息苦しさや倦怠感がある場合、必ず千葉市内の健康福祉センター等(別紙第2)に相談の上、当学院(事務)の指示に従うようにし事前指導を行ってください。

もし、帰国後当学院に登校するまでに14日間の観察期間を取ることができない場合、登校する前に必ず当学院事務に連絡し、指示に従うようにさせてください。帰国後14日間は、極力外出を控えるように努めさせてください。

⑤ 但し、中国出身者の学生は当面の間(3月末日まで)、帰国は、留まるようにして指導して

下さい。また、その他の国へ帰国する者についても渡航経路確認(中国経由)の上、状況によっては経路変更又は、自粛させる方向で指導を行って下さい。

3 文科省 初等中等教育局から「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」の各都道府県、大学等への事務連絡(令和2年2月18日)

「事務連絡」は別紙第3のとおり。

4 「新型コロナウイルス」を防ぐには(厚生労働省 HP から抜粋)

「新型コロナウイルス」を防ぐには別紙第4のとおり。

5 当学院の「新型コロナウイルス患者」発生時の措置

(1) 感染者が発生した場合の初度の対応

- ① 教務主任又は事務係から校長への迅速な報告を行うものとします。
- ② 校長は会長へ報告するとともにできる限り速やかに教職員及び学生への学校として当面の対応策を連絡します。(休校措置等)
- ③ 学院内の対策本部設置により、外部との連絡窓口を一本化し、東京出入国在留管理局への所要の報告を行います。
- ④ 診断先、入院先との情報共有を図り、当該学生の診断結果を把握します。
- ⑤ 当該学生情報「住所(居住状況含む)、連絡先、アルバイト先情報、学生の授業記録、出席率、進路予定先、母国の情報(両親の連絡先)」に努めます。
- ⑥ 当該学生の関連情報を適時、記録し同本部内に同情報を掲示します。

(2) 事後の措置

- ① 状況に応じて母国(両親)への連絡を行います。
- ② 本人又は友人、クラスメイトから次の濃厚接触者「患者が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である」を把握し、必要に応じて記録し、対策を行います。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
 - ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
 - ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
 - ・ その他: 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離(目安として2メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と接触があった者(患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する)。
- ③ 学院内の二次感染防止を図るとともに休校や集団で行う学校行事の自粛(スピーチコンテスト、卒業式、謝恩会等)に関する指示を出します。
- ④ 学院内の消毒対応策を確認します。
- ⑤ 当該テナント及び地域住民への説明準備を行うとともにマスコミ対応策を講じます。

千葉市の中学校教員 新型コロナウイルスに感染確認 学校は休校へ(2020年2月22日 11時42分)

1 ニュース概要

千葉市内の中学校に勤める60歳代との30歳代の女性教員2人が、千葉県内で新たに新型コロナウイルスに感染していることが確認されました。

千葉県などによりますと、このうち女性教員は今年12日に、吐き気の症状があり、県内の医療機関を受診しました。18日には、せきが出始めたため19日に学校を早退し、再度、医療機関を受診したところ、肺炎の症状が確認されました。

また38度5分の発熱もあったため、別の医療機関に入院していましたが、症状が改善せず、21日にウイルス検査を行った結果、新型コロナウイルスへの感染が確認されたということです。女性は現在、医療機関に入院しています。女性は発症後13日から19日には中学校に勤務していたということで、千葉市はこの中学校を今年25日と26日、臨時休校とすることを決めました。また、校内を消毒するとともに、全校生徒約580人と、この中学校を含めたすべての市立学校の教職員の発熱の有無など健康状態を調査するというのです。

県や市によると、女性教諭は県西部に住み、電車を使って千葉市内まで通っていました。13日からは通勤時にマスクをしていた。発症前の2週間以内に海外渡航歴はなく、肺炎患者との明確な接触も確認されておらず、感染経路は不明だという。

一方、新たに感染が確認されたもう1人の30代の女性は、20日に感染が確認された県内に住む60代の警備員の男性の家族で、現時点で症状は出ていませんが、検査をした結果、21日、新型コロナウイルスへの感染が確認されたということです。

2 患者の情報等

(1) 年齢:60代

(2) 性別:女性

(3) 居住地:千葉県(東葛南部医療圏)「市川市 | 船橋市 | 習志野市 | 八千代市 | 鎌ヶ谷市 | 浦安市」

(4) 症状、経過:

2月12日:発熱や嘔気出現。県内医療機関Aを受診。風邪と診断。

2月13日:花見川区市立中に勤務。試験の試験官

2月14日:花見川区市立中に勤務。試験の試験官

2月17日:花見川区市立中に勤務。試験結果の返却など

2月18日:花見川区市立中に勤務。咳出現。

2月19日:花見川区市立中に出勤するも、体調不良のため昼に早退。

県内医療機関Aを再受診。インフルエンザ陰性、肺炎像を確認。

県内医療機関Bを受診し、発熱(38.5℃)が確認され入院。

2月21日:発熱継続(37.8℃)。検体採取(咽頭ぬぐい液)。検査の結果、陽性と判明。

2月22日:県内医療機関Cに転院。

(5) 学校情報

・千葉市立幕張本郷中学校

・生徒数 582 名

・2 年生の国語教員(クラス担任ではない?)

・マスクの着用状況は調査中

・書道部顧問、部活は昨日から休み

・症状が出ている生徒はいない

・教員の基礎疾患有無は不明

・感染教員は総武線に 20 分乗車(片道? 往復?)していた

・全ての市立学校の教員について、発熱状況等を調査し、問題がある学校は休校等の処置を行う

・学校の消毒方法については検討中

・2/13-14 は試験監督、17-19 試験返却

6 学校所在地の地図



千葉市内の健康福祉センター等(千葉市ホームページから抜粋)

<電話相談窓口一覧>

名称	電話番号
電話相談窓口(コールセンター)	043-223-2640または2989 対応時間：9時から17時まで (土曜、日曜、祝日を含む)
習志野健康福祉センター(保健所)	047-475-5154(※)
市川健康福祉センター(保健所)	047-377-1103(※)
松戸健康福祉センター(保健所)	047-361-2139(※)
野田健康福祉センター(保健所)	04-7124-8155(※)
印旛健康福祉センター(保健所)	043-483-1466(※)
印旛健康福祉センター(保健所) 成田支所	0476-26-7231(※)
香取健康福祉センター(保健所)	0478-52-9161(※)
海匝健康福祉センター(保健所)	0479-22-0206(※)
海匝健康福祉センター(保健所) 八日市場地域保健センター	0479-72-1281(※)
山武健康福祉センター(保健所)	0475-54-0611(※)
長生健康福祉センター(保健所)	0475-22-5167(※)
夷隅健康福祉センター(保健所)	0470-73-0145(※)
安房健康福祉センター(保健所)	0470-22-4511(※)
安房健康福祉センター(保健所) 鴨川地域保健センター	04-7092-4511(※)
君津健康福祉センター(保健所)	0438-22-3745(※)
市原健康福祉センター(保健所)	0436-21-6391(※)

(※) 健康福祉センター(保健所)の対応時間は、平日午前9時～午後5時までです。

事務連絡
令和2年2月18日

【重要】

新型コロナウイルスの国内での感染をできる限り抑えることが重要となっています。発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するなど、対策のポイントをまとめましたので関係各位におかれてはご一読いただきますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について

国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されている中、今後は、国内での感染をできる限り抑えることが重要となってきています。このため、改めて下記のとおり感染症対策のポイントをお知らせしますので、学校における感染症対策に万全を期すようお願いいたします。幼児・児童・生徒・学生（以下、「児童生徒等」という。）に対しては、現在の知見の下での新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、発達段階に応じた感染症対策の指導をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、各教

育委員会等においても、関連ホームページで最新の情報を収集し、必要に応じて、児童生徒等、保護者及び教職員等に周知していただきますよう、引き続きよろしく願いいたします。その際、文部科学省ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症に関する対応についての特設ページも適宜ご活用ください。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

記

1. 基本的な感染症対策の徹底

手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底するよう指導してください。

2. 日常の健康管理や発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるよう指導してください。また、保護者との連携を密にし、健康観察を徹底して行い、児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導するとともに、教職員についても同様の対応を促してください。

自宅休養した場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。その場合、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにしてください。また、このことについて、児童生徒及び保護者等にも、必要に応じて周知してください。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安は以下のとおりです。ただし、教育委員会や学校等の判断で、独自の基準等を設けている場合は、当該運用に従っていただいで構いません。

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ・医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

3. 適切な環境の保持

適切な環境の保持のため、教室等のこまめな換気を心がけるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めるよう適切な措置を講じてください。

4. 卒業式などの学校行事等における感染症対策

卒業式などの学校行事や入学試験など、大勢の人が長時間同じ空間にいる場合には、こまめな換気を実施するとともに、会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなど、可能な範囲での対応を検討してください。

(参考情報)

○関連情報ホームページ

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・新型コロナウイルス感染症対策の対応について（内閣官房ホームページ）
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・海外安全ホームページ（外務省ホームページ）
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_009.html#ad-image-0
- ・学校において予防すべき感染症の解説（日本学校保健会ホームページ）
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/211>

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課

保健指導係

T E L : 03-6734-2918

新型コロナウイルスを防ぐには(厚生労働省資料抜粋)

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

- | | |
|------|--|
| 飛沫感染 | 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。 |
| 接触感染 | 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。 |

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、
専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/
kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756